

議案第 29 号

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則について  
北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成 26 年 11 月 14 日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣迫 裕俊

提案理由 北九州市行財政改革大綱に基づき、教職員永年勤続表彰等  
において表彰状とともに贈呈している記念品を、平成 26 年度表彰  
から廃止することとしたため、北九州市教職員表彰規則の一部を改  
正する必要があるため、この規則案を提出する。

## 北九州市教職員表彰規則の一部改正について（概要）

### 1 改正の理由

本市教育委員会では、北九州市教職員表彰規則に基づき、永年勤続表彰として毎年度、優秀な成績で20年間又は30年間勤務した教職員を表彰している。

北九州市行財政改革大綱（平成26年2月策定）に基づき、教職員永年勤続表彰（勤続20年又は30年）において表彰状とともに贈呈している記念品を平成26年度表彰から廃止することとし、併せて功績表彰における記念品の贈呈も廃止することとした。これに伴い、北九州市教職員表彰規則の一部を改正するもの。

### 2 主な改正の内容

表彰の方法について、表彰状及び記念品の贈呈から記念品を廃止し、表彰状の贈呈に改める。

### 3 施行期日

公布の日とする。

### 4 参 考

北九州市行財政改革大綱（抜粋） 別紙1

# 北九州市行財政改革大綱（抜粋）

## 第 2 改革の柱

### Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

#### 1 基本的な考え方

更なる選択と集中を図るためには、これまで以上に事業を厳しく精査することが必要であり、全ての事業を、現在の行政課題に対する必要性、更には、先に示した官民の役割分担の基本的な考え方などに照らして持続的に点検し、見直しを行います。

また、事業を評価するにあたっては、単に事業の実施状況だけでなく、事業の手法が期待される成果をあげているか、経済的・効率的に実施されているかの視点で行います。併せて、評価制度がより予算編成に活用されるよう運用を行います。

#### 2 具体的な見直しの視点

次の主な視点により、毎年度の事業の継続的な見直しを行うこととし、見直しが必要と判断される事業については、別途策定する推進計画に適宜盛り込むこととします。

〈 事業内容等の見直しに関する事項 〉

(7) その他事業の効率性、費用対効果などの視点による見直し

社会経済状況の変化などを踏まえ、事業の必要性、行政課題の解決に結びつく具体的な成果、経済性・効率性、費用対効果などの視点から、絶えず事業内容の見直しを行います。

## 平成 26 年度北九州市行財政改革推進計画（抜粋）

### Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

#### 【持続的な仕事の見直し】

(7) その他事業の効率性、費用対効果などの視点による見直し

項目	内容	スケジュール	所管課
(略)			
3	市職員等永年勤続表彰記念品の見直し	他都市の表彰の実施状況を踏まえ、記念品の廃止を行う。	平成 26 年度実施 総務企画局 教育委員会
(略)			

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

北九州市教育委員会

委員長 古城 和子

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則

北九州市教職員表彰規則（昭和40年北九州市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に、「もつて」を「もって」に改める。

第5条中「及び記念品」を削り、「贈呈」を「授与」に改め、ただし書を削る。

第7条中「及び記念品又は記念品料」を削り、「贈呈」を「交付」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 表彰は、表彰状を<u>授与</u>して行う。</p> <p>(死亡した教職員の表彰)</p> <p>第7条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、表彰状は、その遺族に<u>交付</u>する。</p>	<p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 表彰は、表彰状<u>及び記念品を贈呈</u>して行う。<u>ただし、記念品により難い特別の事情がある場合においては、記念品料に代えることができる。</u></p> <p>(死亡した教職員の表彰)</p> <p>第7条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、表彰状<u>及び記念品又は記念品料</u>は、その遺族に贈呈する。</p>